

まるまるほいくえん りよう
●● 保育園のご利用にあたって
じゅうよう
【重要なお知らせ】

まるまるほいくえん りよう
●● 保育園のご利用にあたって、ご利用開始前りようかいしまえに次つぎの内容ないようについて説明せつめいいたします。



じ どう けん しょう
児 童 憲 章

じ どう ひ と どう と
児 童 は、 人 と し て 尊 ば れ る。

じ どう しゃ かい い ち い ん お も
児 童 は、 社 会 の 一 員 と し て 重 ん ぜ ら れ る。

じ どう よ か ん き ょ う な か そ だ
児 童 は、 良 い 環 境 の 中 で 育 て ら れ る。



1. 運営主体

ほうじんとうめいしょう 法人等名称	すぎなみく 杉並区
しよざいち 所在地	すぎなみくあさ がみなみ ちやうめ ばん ごと 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号
せつちしゃ 設置者	すぎなみくちやう かしもと きたこ 杉並区長 岸本 聡子

2. 施設等の概要

しせつ めいしょう 施設の名称	すぎなみくりつまるまるほいくえん 杉並区立●●●保育園
しせつ しよざいち 施設の所在地	すぎなみく 杉並区●●●●●●●●●●
でんわばんごう 電話番号	03-●●●●●●-●●●●●●
しせつちやう 施設長	まるまる まるまる ●● ●●
かいせつねんがっぴ 開設年月日	昭和●●年●●月●●日
しせつ しゆるい 施設の種類	ほいくしよ 保育所
しきちめんせき 敷地面積	●●● m ²
えんていめんせき 園庭面積	●●● m ²
ゆかめんせき 床面積	●●● m ²
たてものこうぞう 建物構造	てつきんこんくりーと ● かいだ ● かいぶぶん 鉄筋コンクリート●階建て●階部分
りやうていいん 利用定員	0歳児●●名 1歳児●●名 2歳児●●名 3歳児●●名 4・5歳児●●名 計●●●名

3. 職員構成

れいわ ねん がつ にちげんざい
令和8年4月1日現在

しよくしゆ 職種	しよくいんすう 職員数	しよくむないやう 職務内容
えんちやう 園長	めい 名	えん そうかつ 園の総括
しゆさ 主査	めい 名	ほいく どうかつ ほごしや いくじそうだん ちいき こそだ しえん 保育の統括・保護者の育児相談・地域の子育て支援
ほいくし 保育士	めい 名	ほいくぎやうむ 保育業務
かんとし 看護師	めい 名	けんこうかんにりぎやうむ えいせいかにんり ほごしや けんこうそうだん 健康管理業務・衛生管理・保護者の健康相談
えいようし 栄養士	めい 名	きゆうしよくかんにり りにゆうしよく しよくちつあ れる ぎ ーとう しよくじそうだん 給食管理・離乳食・食物アレルギー等の食事相談
ちやうり 調理	めい 名	きゆうしよくちやうり 給食調理
やうむ 用務	めい 名	かんきやうせいび えいせいかにんり ぶっぴんかにんり 環境整備・衛生管理・物品管理
しよくだくい 嘱託医		
いりやうきかん めいしやう 医療機関の名称		まるまるまるまるまる ●●●●●●●●●●
しよざいち 所在地		すぎなみく 杉並区●●●●●●●●●●
でんわばんごう 電話番号		03-●●●●●●-●●●●●●

4. 保育園とは

保護者が働いていたり、疾病などのため、家庭で保育を受けることのできないお子さんを、一定の時間お預かりして保育する児童福祉施設です。

5. 施設等の運営方針

杉並区の保育園では、国が定めた「保育所保育指針」(平成29年厚生労働省告示第117号、平成30年4月施行) や区が定めた「杉並区立保育園保育実践方針」に基づいて、適切な保育を実践いたします。

※詳細は「各保育園のしおり」をご覧ください。

6. 休業日

保育園の休業日は、次のとおりです。

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ・ 年末年始(12月29日～1月3日)

7. 保育園の利用開始及び終了

(1) 保育園の利用開始日

保育園の利用開始日は、「保育所等利用調整結果通知書」に記載されている利用期間の初日からとなります。

(2) 保育園の利用終了日

保育園の利用終了日は、次に掲げる保育を必要とする事由により異なります。

事由	終了期間
就労・疾病・介護	最長、児童の就学前まで
就学	保護者が在学している期間
妊娠・出産	原則として、出産予定月の2か月前から、出産日を起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動中	利用開始日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで

(3) 保育園を長期に休む場合

長期欠席する場合は最長で2か月です。

- (4) 保育実施の停止
在園中の児童が病気や怪我などで月の初日から末日まで続けて1か月以上休む場合は、「保育実施の停止」をすることができます。(医師の診断書が必要です)

8. 開所時間と保育時間等

- (1) 開所時間について
保育園の開所時間は、7時30分から18時30分です。
ただし、18時30分から19時30分までは延長保育となり、申し込みが必要になります。
- (2) 保育時間について
保育時間は、保育の必要性の認定（認定証に記載された必要量）に基づき、次の区分の範囲でご利用できます。
◇保育標準時間は、7時30分から18時30分の範囲で、一日最大11時間まで保育の利用が可能です。
◇保育短時間は、7時30分から18時30分の範囲で、一日最大8時間まで保育の利用が可能です。

11時間と8時間とは、利用可能な上限の時間です。この時間の範囲内で、あらかじめ保育時間を決めて保育園をご利用いただくこととなります。その際、保育園を利用する曜日も決定いたします。
なお、保育時間と利用曜日は、保護者の就労状況等に応じて、園長と保護者が面談のうえ決定します。保育時間には、通勤等の時間を含みます。
園長と決定した保育時間内に、お子さんの送迎を行ってください。

- (3) 慣れ保育について
入園後、お子さんが無理なく園生活に馴染めるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「慣れ保育」を実施します。
※「慣れ保育」の期間は、概ね一週間としています。

9. 保育料

杉並区では、令和元年10月から国・都の制度を基に段階的に認可保育所・地域型保育事業（以下「認可保育所等」）の保育料無償化を段階的に進め、令和7年9月以降、杉並区の認可保育所等については、年齢・第1子、第2子以降・世帯の所得階層にかかわらず、全ての児童の保育料が無料となっています。

※杉並区では、給食費（主食費・副食費）も無料としています。

※延長保育料及びおむつ代・写真代等の実費負担額は、無償化の対象外です。

10. 延長保育事業

保育時間を超えた次の保育利用は、延長保育となります。

(1) 開所時間後の保育利用

- ◇ 18時30分から19時30分までは、延長保育となります。
(満1歳から利用できます)
- ◇ 毎月一定以上の利用が必要な方は、保育課に月極め利用の申請をしてください。
- ◇ 1日単位で不定期に利用する方は、延長スポット利用となります。利用する場合は必ず保育日に事前予約を入れてください。

<延長保育料>

- ◇ 月極め延長保育料は、**保育料表**をご覧ください。
- ◇ 延長スポット保育料は、1回500円です。

○延長スポット保育料は、登降園打刻システム「キッズビュー」に記録された時刻に基づいて算定の上、利用月の翌月に請求いたします。

○延長スポット利用の予約の有無にかかわらず、「キッズビュー」にて保育時間外の保育を受けたことが確認された場合は、延長スポット保育料をお支払いいただきます。

(2) 開所時間内の保育利用

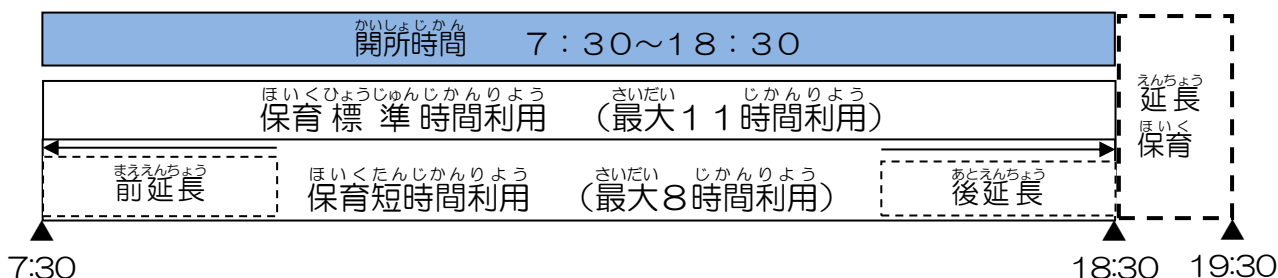
保育短時間利用の方へ

開所時間内の利用であっても、8時間を超えた場合、延長保育料が発生します。

<延長保育料>

- ◇ 延長保育料は、1回500円です。
- ◇ 保育時間の前延長、後延長は別々に延長保育料が発生します。保育時間の決定に際しては、十分ご留意ください。さらに18時30分以降は延長保育料が発生します。
- ◇ 保育短時間認定の方には、月極め延長保育はありません。

【開所時間と延長保育】



【お支払い方法】

- 令和7年11月から、クレジットカード又は電子マネー「PayPay」によるオンライン決済を導入しています。
- 納入通知書による金融機関等での現金払いも可能です。
- 現在、口座振替による自動引き落としは受け付けておりません。

1.1. 杉並区の保育園では

「杉並区立保育園保育実践方針」に基づいて、保護者の皆様が、安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援します。

子どもは『大きくなりたい』という気持ちを胸いっぱいに秘めています。この思いを大切にしながら乳幼児に必要な様々な体験をします。こうした身体を使って得た経験を通して、人との関わりのすばらしさの基礎を育てます。

子育ての喜びを共有できるように、保育の様子をわかりやすく伝え、保護者の方の思いに寄り添いながら、共に保育を進めていきます。

子どもを取り巻く大人同士が信頼関係を築き、子どもも保護者も安心できる保育園にしていきます。

- ◆ 保育園では、次のような事業を行っています
 - ・障害児保育 <全園> (内指定園15園)
 - ・産休明け保育 <指定園> 生後57日目からの保育
 - ・延長保育 <全園> 18時30分～19時30分まで延長して保育当日、延長保育定員の空いている枠でスポット保育実施
 - ・年末保育 <拠点園> 12月29日・30日(日曜日を除く)
- ◆ 在園児以外の方へ育児支援事業
 - ・緊急一時保育 <全園> 保護者の出産や病気の時のための一時的な保育
 - ・ふれあい保育 <全園> 親子で保育園生活の体験
 - ・育児相談 <全園> 電話または来園での育児相談
 - ・子ども誰でも通園制度 <指定園> 保育園を月当たり10時間まで利用できる

12. 保育園の一日 (およそのめやす)

時間	0歳児クラス	1・2歳児クラス	3・4・5歳児クラス
7:30	朝保育	朝保育	朝保育
8:30	順次登園 健康視診	順次登園 健康視診	順次登園 健康視診
9:00	おやつ 室内および戸外あそび	おやつ	
10:00	睡眠	室内および戸外あそび	室内および戸外あそび
11:00			
12:00	昼食 おひるね	昼食 おひるね	昼食 おひるね
13:00			
14:00			
15:00	めざめ おやつ	めざめ おやつ	めざめ おやつ
16:00	あそび 順次降園	あそび 順次降園	あそび 順次降園
17:00			
18:30	夕保育	夕保育	夕保育
19:30	補食 [延長保育 (満1歳以上)]	補食 [延長保育]	補食 [延長保育]

※ 0歳児は月齢により生活時間が異なります。

13. 給食

給食の献立は、指定管理保育園を除く全園で使用し、区の栄養士が、健康、栄養のバランスとともに嗜好や季節感、各園の子どもたちの喫食状況を考慮して作成しています。

給食は各園の調理室で調理し、例えば、だしについては、昆布、煮干し、かつお節から調理を行うなど素材を生かした手作りの給食です。

食物アレルギーがあるお子さんに対しては、原因食材の除去食・代替食を、また、成長発達に応じた離乳食を用意します。

1.4. 緊急時の対応等

(1) お子さんの体調不良や怪我への対応

お子さんの怪我の程度によっては、医師の診断を受けることがあります。その際は、園から保護者に連絡を入れ、怪我の状況を説明し、受診先の医療機関等について確認のうえ、お子さんのかかりつけの医療機関や、以下の医療機関を受診します。

緊急時の受診医療機関	
医療機関名	まるまるまるまるまる ●●●●●●●●
診療科	まるまるまるまるまる 科 ●●●●●●●●
所在地	すぎなみく 杉並区
電話番号	03-●●●●●-●●●●●

(2) 加入保険等

◇ 日本スポーツ振興センター

全園児が、日本スポーツ振興センターに加入しています。(掛金は区が負担)

日頃お子さんの安全につきましては万全を期していますが、万一の状況で怪我をした場合は給付を受けられます。(医療費総額が5,000円を超えた場合)

〈給付の範囲〉

- ・ 保育園で保育を受けているとき。
- ・ 通常の経路で登降園しているとき。

◇ 特別区自治体総合賠償責任保険(幹事保険会社：損害保険ジャパン株式会社)

園の施設や保育者の業務遂行に起因して子どもの身体を害し、法律上の賠償責任を負う場合に備え、賠償責任保険に加入しております。

ただし、園の管理下にない間に発生した事故、園の監督に起因しない損害については、損害賠償の責は負いません。

(3) 災害発生時の対応

消防計画・危機管理マニュアル等に基づき、災害等が発生したときは、区災害対策本部の指示に従い、保育園はお子さんの安全確保を最優先します。

詳細は別紙「大地震発生！保育園はどうなるの？」をご覧ください。

(4) 非常災害時

◇ 震度5弱以上、あるいは、交通機関の混乱が生じる災害が発生した時は、被害状況、交通状況等を確認してから、ご自身の安全を確保して、お子さんを迎えに来てください。

◇ お迎えが遅れるような事態が発生した場合は、お子さんは保育園で安全に保護します。

◇ 災害時に園児の安否等の情報を保護者のスマートフォン等へアプリケーションを通じて連絡する「災害時子ども安全連絡網」配信サービスを行っています。

15. 個人情報^{こじんじょうほう}の取扱い^{とりあつか}

保育^{ほいく}をするうえで知り得^したお子^こさんの身体^{しんたい}状^{じょうきょう} 況^{げんこう} や健康^{かん}に関する情報^{じょうほう}、家族^{かぞく}構成^{こうせい}等の個人^{こじん}に関する情報^{じょうほう}は、厳重^{げんじゅう}に管理^{かんり}しています。

個人情報^{こじんじょうほう}を保護^{ほご}するため、保育園^{ほいくえん}では、書類^{しよるい}の厳重^{げんじゅう}管理^{かんり}に努めるとともに、職員^{しよくいん}の教育^{きょういく}訓練^{くんれん}等^{など}を通して、個人情報^{こじんじょうほう}の取扱い^{とりあつか}を徹底^{てってい}しています。
保育園^{ほいくえん}の運営^{うんえい}上^{じょう}、保育中^{ほいくちゆう}のビデオ撮影^{びで おきつえい}や写真^{しやしん}撮影^{さつえい}を実施^{じっし}する際は、保護者^{ほごしや}の同意^{どうい}を得^えるため事前^{じぜん}に説明^{せつめい}を行います。

16. 苦情^{くじょう}・要望^{ようぼう}等の相談^{そうだん}窓口^{まどぐち}

保育園^{ほいくえん}に関するご意見^{いけん}・要望^{ようぼう}等は園長^{えんちやう}・主査^{しゆさ}までお寄せ^よください。
このほか、区役所^{くやくしょ}（区政^{くせい}相談^{そうだん}課^か・保育^{ほいく}課^か）でもご相談^{そうだん}をお受け^うけています。

苦情^{くじょう}受付^{うけつけ}、解決^{かいけつ}責任^{せきにん}者^{しや} 園長^{えんちやう} ●● ●●
でんわばんごう 電話番号^{でんわばんごう} 03-●●●●-●●●●

17. 虐待^{ぎゃくたい}の防止^{ぼうし}のための措置^{そち}に関する事項^{じこう}

- ◇ 当園^{とうえん}は虐待^{ぎゃくたい}の防止^{ぼうし}に関する講習^{こうしゅう}を受講^{じゅうこう}しています。（●●年●●月^{ねん がつ}受講^{じゅうこう}）
- ◇ 「児童^{じどう}虐待^{ぎゃくたい}対応^{たいおう}マニュアル^{まにゅある}」（杉並^{すぎなみ}区^く要保護^{ようほご}児童^{じどう}対策^{たいさく}地域^{ちいき}協議^{ぎぎ}会^{かい}発行^{はつこう}）に沿^そって対^{たい}応^{おう}しています。
- ◇ 「保育^{ほいく}所^{しょ}や幼稚園^{ようちえん}等^{とう}における虐待^{ぎゃくたい}の防止^{ぼうし}及び^{および}発生^{はっせい}時^じの対^{たい}応^{おう}に関するガイドライン^{がいでらいいん}」（こども家庭^{かてい}庁^{ちやう} 文部^{もんぶ}科学^{かがく}省^{しやう} 令和^{れいわ}7年^{ねん}8月^{がつ}改訂^{かいてい}）に沿^そって対^{たい}応^{おう}しています。